

○東総広域水道企業団職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例

〔昭和48年4月1日〕
条例第5号

改正 平成11年3月24日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、東総広域水道企業団職員（以下「職員」という。）の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに失職の特例に関し規定することを目的とする。

(降給の事由)

第2条 企業長は、職員が法第28条第1項各号の一に該当した場合においては、その意に反してこれを降給することができる。

(降任、免職、休職及び降給の手續)

第3条 企業長は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 法第28条第1項第4号の規定により職員を降任又は免職する場合において、当該職員のうちいずれを降任又は免職するかは、企業長が決める。

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、企業長が定める。

2 企業長は、前項の規定により定めた期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 企業長は、前2項の規定による休職期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

4 企業長は、第2項の規定により休職の期間が3年を満了したときは、免職するものとする。

5 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

(休職者の身分の取扱)

第5条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者には、その休職期間中、別に定めがある場合を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(失職の特例)

第6条 企業長は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その者の罪が公務上又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により生じた事故によるものであり、かつ、その原因がその者の過失による場合において、その情状を考慮して特に必要があると認めたとときに限り、その職を失わないものとする。

2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものとする。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。